

Q & A

1 概要について

Q 1. 「低燃費タイヤ一覧」に該当のメーカー・型式が掲載されていません。対象になりませんか？

A 1. 事前に商工振興課にお問合せください。

Q 2. いつ購入したものが対象となりますか。

A 2. 令和4年4月28日から令和5年4月27日までの間に購入及び支払いが行われたものが対象になります。

Q 3. リース車両についても対象となりますか。

A 3. 要件を満たすものであれば対象となります。ただし、リース契約の内容によっては、タイヤの交換等が認められてないケースがあります。リース会社にご確認の上申請してください。

なお、自動車検査証の使用者欄が申請者になっている車両が対象です。

Q 4. 補助対象期間中に低燃費タイヤを購入しましたが、申請までの間に廃車（売却）しました。対象になりますか。

A 4. 申請時点で使用していることが確認できる車両が対象になります。

Q 5. 防府市外の業者からタイヤを購入しました。対象になりますか。

A 5. 対象になりません。防府市内の事業者（法人・個人不問）からの購入が対象です。インターネット等で購入した場合も対象になりませんので、ご注意ください。

2 補助対象要件について

Q 6. 対象となる事業者の要件について教えてください。

A 6. 防府市内に事業所を有する法人又は個人で、事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者が対象です。ただし、法人で資本金の額又は出資総額が3億円超、もしくは常時使用する従

業員の数が300人超の場合は対象外となります。詳しくは募集要領をご確認ください。

Q 7. 本店は防府市外にありますが、事業所（支店・営業所等）が防府市内にあります。補助対象になりますか。

A 7. 防府市内に事業所があり、事業を実施していれば対象になります。なお、自動車検査証において、使用の本拠が防府市内である車両が対象になります。

Q 8. 個人事業主で、住民票上の住所は防府市外ですが、事業所の所在地が防府市内の場合は補助対象になりますか。

A 8. 防府市内で事業を行っていることが書類等で確認できれば対象になります。倉庫や資材置き場、駐車場のみが防府市内にある場合は対象外です。

Q 9. 創業したばかりですが、対象になりますか。

A 9. 申請時点で防府市内で事業を実施していれば対象になります。確定申告をされていない場合は、開業届や営業許可証など開業に関する公的書類の写しを提出してください。ただし、対象車両の要件等を満たしていることが条件です。

Q10. 法人成りしたばかりですが、対象になりますか。

Q10. 申請時点で防府市内で事業を実施していれば対象になります。

Q11. 「低燃費タイヤ一覧」に記載のあるタイヤを購入しましたが、商品のカタログ等の提出が必要ですか。

A11. 必要ありません。低燃費タイヤ統一マークが表示されているタイヤ（乗用車両用等）を購入された場合のみ、商品のカタログ等を提出してください。

3 補助対象車両について

Q12. 所有している車両が対象になるか分かりません。

A12. 「補助対象区分確認チャート」を作成しております。ご確認ください。

Q13. 自動車検査証において、「自家用・事業用の別」が事業用になってい

ます。1年あたり20,000km以上走行していなければ対象になりませんか。

A13. 自動車検査証の「自家用・事業用の別」が事業用の場合、走行距離に関わらず対象になります。

Q14. 個人事業主で、自動車検査証において、「自家用・事業用の別」が自家用になっています。対象になりますか。

A14. 確定申告書の収支内訳書「減価償却費の計算」において、事業専用割合が50%以上で、1年あたり20,000km以上走行することが見込まれる車両が対象になります。

4 補助金額等について

Q15. 車両区分が「貨物自動車等」の車両に装着する低燃費タイヤを購入しました。タイヤ1本あたり6,000円で4本購入しましたが、タイヤ1本あたり10,000円の補助金が支払われますか。

A15. 補助金額は24,000円となります。ご質問のようにタイヤ1本あたりの購入額が補助金額を下回るときは、1本あたりの購入額に購入本数を乗じた額（千円未満切り捨て、上限20万円）を補助します。

Q16. 対象車両区分のどれに該当するか分かりません。

A16. 「補助対象区分確認チャート」を作成しております。商工振興課のホームページをご確認ください。

Q17. 装着費や既存タイヤの処分費は対象になりますか。

A17. 対象になりません。タイヤの購入経費のみが対象となります。

5 その他

Q18. 申請方法や手順が分かりません。どうすればよいですか。

A18. 募集要領・本Q&Aをご確認の上、ご不明な点がございましたら、商工振興課までお問合わせください。

Q19. 領収書を紛失してしまいました。どうすればよいですか。

A19. インターネットバンキングの画面のコピーや、通帳の写し等、振込先名や金額、支払い日時等が確認できる書類を提出してください。

- Q20. 必要書類の市税の納税証明書について、何を提出すればよいですか
- A20. 市役所の課税課や各地区の出張所で「滞納のないことの証明書」を取得して提出してください。
市県民税等の領収書等ではお受けできませんので、ご注意ください。
- Q21. どのような写真を提出すれば良いか分かりません。
- A21. 対象車両のナンバープレートと、タイヤの本数が分かる写真を提出してください。
冬用タイヤの装着等により申請時に対象車両に装着をしていない場合は、対象車両のナンバープレートが分かる写真と、購入した本数が分かるように並べた・あるいは積んだ写真を、提出してください。
- Q22. 募集期間内に支払いまで完了しました。必要書類が揃っていませんが申請することはできますか。
- A22. 令和5年4月27日（木）（当日消印有効）以降に市役所に書類が届いた場合、対象となりませんのでご注意ください。